

菊川市と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

菊川市（以下「甲」という）と日本生命保険相互会社（浜松支社取扱い：以下「乙」という）は、第1条に定める目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の自主性を尊重しつつ、相互の連携と協力による取組みを推進し、市民の健康づくりの推進や市民サービスの向上を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康増進・疾病予防に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 産業振興・中小企業支援に関すること
- (4) 児童・青少年の健全育成に関すること
- (5) 環境保全に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 前項各号に定める事項における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれから本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙が誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月15日

（甲） 菊川市堀之内61番地
菊川市 市長



（乙） 浜松市中央区砂山町 325-34
ニッセイ浜松駅前アネックス 4階
日本生命保険相互会社 浜松支社 支社長

